

第15回 木曾三川下流部船舶対策協議会

木曾三川下流部における不法係留船対策に
係る計画(第2次)

平成30年2月26日

国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所

議事等

1. 第2次計画 策定
2. 第2次計画の具体的な実施内容

1. 第2次計画 策定

○パブリックコメント

- (実施方法) 記者発表
木曾川下流河川事務所のホームページ掲載
(関係自治体ホームページへリンクを実施)
- (実施期間) 平成29年12月7日～平成30年1月9日
- (意見) なし

○第2次計画策定

- (策定年月日) 平成30年2月20日
- (広報) 記者発表
木曾川下流河川事務所のホームページ掲載

2. 第2次計画の具体的な実施内容

章	第2次計画内容	平成29年度	平成30年度以降(予定)
Ⅲ.3.(1)	係留許可船舶のナンバープレートの義務づけ	内容検討	平成30年4月頃 関係自治体へ、実施内容を文書で通知
Ⅲ.3.(1)	係留許可船舶の内、利用実態が無いものは許可を取り消す		
Ⅲ.3.(1)	係留許可船舶の権利譲渡や隻数の追加等を定期的に調査		
Ⅲ.3.(1)	係留許可船舶の避難方法を維持管理計画書に明記		
Ⅲ.3.(2)	しゅんせつや樹木伐開等の維持管理を維持管理計画書に記載		
Ⅲ.3.(2)	変形護岸の整理集約、占用廃止		
Ⅲ.3.(1)	船舶の係留を一時的に認めている変形護岸の対策	対策検討	スケジュールと進捗状況を協議会で報告（桑名市）
Ⅲ.2	重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策	計画的に実施	計画的に実施
Ⅲ.5	放置禁止指定	方針決定	平成30年5月頃 指定予定
Ⅲ.1	地域住民の理解向上を図るための広報活動	リーフレット作成、配付	手法の検討を行い、引き続き広報活動を実施
Ⅲ.3.(2)	変形護岸の利用実態や利用ニーズ等の調査と、新たな活用方策の検討	/	水上バイク実態調査を継続し、その結果を受けて基本的な考え方を整理
Ⅲ.4	水域利用のルールやマナーについて、船舶所有者への意識啓発活動		具体的な方法を検討して、段階的に啓発活動を実施
Ⅲ.4	既存係留施設の状況や活用に関する情報共有、移動支援		他河川の事例等を情報収集して共有を図る
Ⅲ.4	新たな係留施設について整備主体別の事業スキーム等の検討		
Ⅲ.4	陸上保管を視野に入れた条例の制定の検討		

第15回 木曾三川下流部船舶対策協議会

不法係留船対策の具体的な取り組み

平成30年2月26日

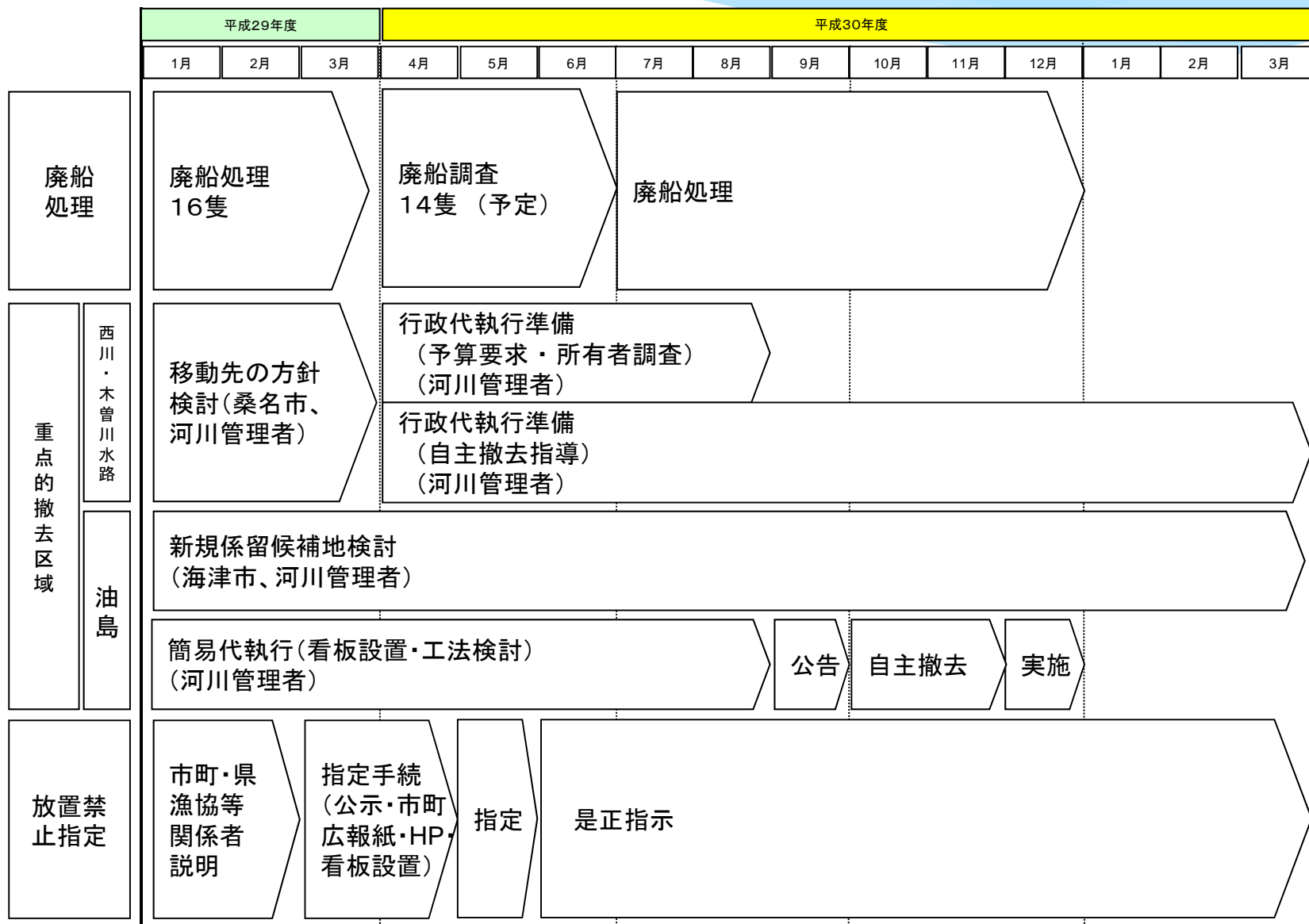
国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所

議事等

1. 不法係留船対策スケジュール
2. 廃船処理
3. 重点的撤去区域における対策
(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路)
4. 重点的撤去区域における対策
(海津市海津町油島地先)
5. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸
6. 放置禁止指定
7. 来年度の協議会の予定について

1. 不法係留船対策スケジュール



2. 廃船処理

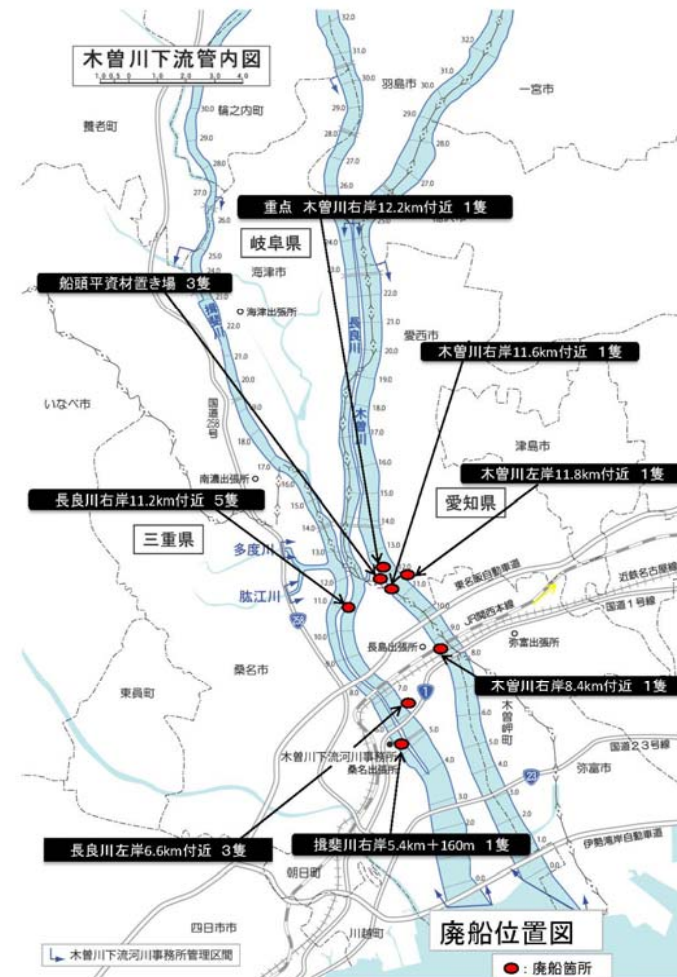
○重点的撤去区域 1隻(愛西市)

○重点的撤去区域以外 15隻
(桑名市11隻・愛西市4隻)

10隻を2月末までに廃船処理済み
6隻を3月末までに廃船処理予定



重点的撤去区域 1隻(愛西市)



3. 重点的撤去区域における対策

(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路)

1) 現在までの検討状況

- H30.1.12 桑名市、関係漁協打合せ
- H30.1.18 国、桑名市打合せ
- H30.2.7 国、関係漁協打合せ(放置禁止指定の事前説明)
- H30.2.13 国、桑名市打合せ

2) スケジュール

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
桑名市	新規係留施設の候補地調整 (木曾川右岸) ○並行して漁協へ、変形護岸への 移動を継続的に説得する ○変形護岸へ漁船が入れる よう、調整を行う	→ (H30. 5) → →	
木曾川下流 河川事務所	桑名市の動きをフォローアップ →	H30.5 行政代執行 予算要求	H31.12 行政代執行 H31.12 簡易代執行

4. 重点的撤去区域における対策 (海津市海津町油島地先)

1) 現在までの検討状況

○H29.12.14 国、海津市打合せ

- ・海津市からの15箇所に係留要望について、是非を国から海津市へ回答
(河川占用の協議が可能、対策実施により協議が可能、原則不可の3パターンで回答)
- ・その後、海津市から関係漁協へ情報提供済み

○H30.2.13 国、関係漁協打合せ(放置禁止指定の事前説明)

2) スケジュール

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34
海津市	15箇所協議	計画決定	予算要求	設計	施工・移動	(残った船舶について国が行政代執行)

3) 簡易代執行スケジュール

- 工法検討 H30.1~2
- 公告・現地看板 H30.9
- 簡易代執行 H30.12
 - ・対象:所有者不明の8隻

5. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸

○概要

河川工事の支障となった船舶の移動先として、国が整備し、桑名市が占用許可を受けて管理を行っている変形護岸。

ただし、プレジャーボートについては係留期間を10年間と定めたものの、現在も、そのほとんどは移動が行われず、係留が続いている。

(許可期限後は、占用廃止の検討を条件に更新を継続している。)

○対象箇所(変形護岸)

- ・上之輪新田
- ・下深谷部(城の堀)
- ・下深谷部(野球場前)
- ・上之郷

○年次計画

- ・平成34年度までに移動を完了する(第2次計画より)

※ スケジュールと対策については、今後、国と桑名市で定期的に打合せを行い検討。
進捗状況は、協議会の場で桑名市からの報告を予定しています。

6. 放置禁止指定

1) 他地整の指定状況と、木曾三川下流部の指定予定

項目	関東地整	近畿地整 兵庫県	木曾三川 下流部
指定区域	原則、全川、全区域 指定	指定済みの河川では、船舶 の航行ができない区域を除 いて指定	管内全区域指定
対象船舶	全ての不法係留船舶	全ての不法係留船舶	全ての不法係留船舶
告発について	告発事例なし (悪質なものは告発を想定 している。)	告発事例なし	是正指示を繰り返し、是正 されない場合は警察当局と 協議し、告発を行うことも検 討

2) 指定スケジュール

	平成29年度			平成30年度		
	1月	2月	3月	4月	5月	
放置禁止指定	関係者 説明		官報公示 手続き		公示	指定

7. 来年度の協議会の予定について

- ①放置禁止指定の実施
- ②第2次計画のフォローアップ
- ③重点的撤去区域における不法係留船の新たな係留候補地の検討状況や簡易代執行
- ④廃船処理状況

などの報告事項が年間を通じて想定されるため、今年度と同様に協議会を3回程度開催したい。